

第2回定例会

令和3年3月9日開会

令和3年3月17日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和3年第2回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報 告 第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発 議 第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発 議 第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 議 案 第 2号 小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議 案 第 3号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議 案 第 4号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議 案 第 5号 小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議 案 第 6号 小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第 7号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第 8号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議 案 第 9号 小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議 案 第10号 令和2年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について
- 第16 議 案 第11号 令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第17 議 案 第12号 令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議 案 第13号 令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第19 議 案 第14号 令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第20 議 案 第15号 令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について
- 第21 議 案 第22号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第22 同 意 第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第23 議 案 第16号 令和3年度小清水町一般会計予算について
- 第24 議 案 第17号 令和3年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第25 議 案 第18号 令和3年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議 案 第19号 令和3年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第27 議 案 第20号 令和3年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第28 議 案 第21号 令和3年度小清水町農業集落排水事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長補佐	晴山恭君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和3年第2回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。4番。

○議会運営委員長（森浩君）4番。議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和3年第2回町議会定例会を開催するに当たり、去る3月2日及び本日、議会運営委員会を開き、本日開会する定例会の会期、運営等について協議をいたしました。

本定例会に付議された提出議案等は、配付されておる議事日程表のとおりでございます。

以上、提出議案、内容等を慎重に審査、判断いたしまして、本定例会の会期は、本日3月9日から3月16日までの8日間とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から3月16日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

そのほかに、令和元年度財政状況を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月に入りまして暴風雪が駆け抜けましたが、本町では被害もなく、その後は暖かく穏やかな日が続き、春の訪れを感じられるようになってまいりました。向こう1か月予報では晴れる日も多いようで、季節の

歩みが早まり、このまま穏やかに経過していくことを願うところであります。

そうした本日、令和3年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますことを厚くお礼申し上げます。

さて、本定例町議会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに、条例関係につきまして、法律等の改正により関係する条例の一部改正のほか、介護保険料の改定、中央公民館の廃止の規定など条例の一部改正8件、人事案件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦と、オホーツク町村公平委員会委員の選任同意の2件でございます。

予算関係につきましては、令和2年度国の補正予算に関連して翌年度に繰り越して活用する事業予算の追加のほか、最終執行見込みによる計数整理を含めた各会計補正予算6件、新年度当初予算は、令和3年度一般会計予算をはじめ各会計予算6件、合わせて22件を御提案することとしております。

各案件につきまして、よろしくご審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

初めに、高橋隆文総務文教常任委員長の報告を求めます。

5番、高橋隆文議員。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。総務文教常任委員会より御報告いたします。

議案書4ページ、別紙1を御覧願います。

令和2年3月10日開会の第1回定例会において、本委員会に付託された事件につきまして、記載のとおり令和2年4月10日から令和3年3月4日まで9日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策や中学校の部活動状況をはじめ、スキー場や野球場の改修状況、さらには管理棟周辺の整備状況などについて、現地調査及び各担当者からの説明を受け調査を終了いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）次に、工藤孝一経済厚生常任委員長の報告を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）6番。経済厚生常任委員会より御報告いたします。

議案書5ページ、別紙2を御覧願います。

令和2年3月10日開会の第1回定例会において、本委員会に付託されました事件につきましては、記載のとおり10日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、農作物の作況調査や町有林の間伐状況をはじめ、小水力発電事業の進捗状況、さらには認定こども園などについて、現地調査及び各担当者から説明を受け調査を終了いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申出どおり承認すること御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第2号、小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第2号、小清水町債権管理条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書の11ページでございます。併せて新旧対照表を御覧ください。

本条例につきましては、民法の一部が改正され、法定利率の見直しが施行されたことに伴い、条例の規定を整備するものでございます。

改正後の民法では、市中金利の動向から法定利率を3%の割合に引下げ、今後の変動に対応するため、3年ごとに見直される変動制が導入されることとされておりますが、本町債権管理条例において、町の債権のうち非強制徴収債権の延滞金等の計算に、民法で規定する法定利率の割合を規定しておりますことから、法改正に合わせて条例の規定を見直すこととしております。

改正の内容でございますが、資料の新旧対照表を御覧ください。

第8条第1項第3号で規定する非強制徴収債権の延滞金利率年5%を、民法第404条の規定による法定利率に改めるものでございます。

以上が改正の内容でございますが、附則として、本条例の施行を公布の日とし、それ以後の延滞金等について適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第3号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第3号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は12ページからになります。別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正につきましては、既に施行されている法令等に関する改正と、令和3年度の保険料に関する改正で異なる施行期日を規定する必要があるため、条立ての改正としております。

初めに第1条関係でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義規定が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金に関する附則第2条の規定において、定義規定を改正するものであります。

第2条関係は、租税特別措置法の改正に伴う規定の追加及び国民健康保険施行令の一部改正に伴う保険料に関する改正になります。

第15条の改正は、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に関し、引用している租税特別措置法の条項に「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」の規定が追加されたことに対応する規定の整備であります。

4ページになりますが、第24条の改正は、個人所得課税の見直しに伴い、不利益が生じないよう給与所得者の給与所得額算定の控除規定を追加する改正と、それに伴う保険料軽減措置の判定基準を見直す規定の整備であります。

6ページ、附則第2条につきましても、保険料の軽減判定基準の見直しに合わせて、公的年金等所得に係る減額賦課の特例措置を見直す規定の整備をするものであります。

最後に、改正附則でございますが、第1項は、この改正条例の施行期日を公布の日からとし、第2条の改正規定については、令和3年度の保険料から適用するため、令和3年4月1日から施行するものです。

第2項では、第2条の改正規定について、令和3年度以降の保険料から適用する経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第4号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま条例されました議案第4号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は14ページからになります。別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

本条例の一部改正につきましては、既に施行されている法令等に関する改正と、保険料に関する改正で異なる施行期日を規定する必要があるため、条立ての改正としております。

初めに第1条関係でございますが、新型インフルエンザ等特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の定義規定が改正されたことに伴い、附則の第21項の規定において、定義規定を改正するものであります。

第2条関係は、令和3年度から3か年を期間とする第8期介護保険事業計画に基づく保険料の改正でございます。

本町の今後3年間における給付費総額などを勘案し、基準となる保険料（第5号）を年額6万2,400円に設定するものでございます。これを基に、介護保険法施行令の区分に基づき、各段階における保険料を算出し、第12条第1項各号において、年額3万1,200円から10万6,100円までの保険料に設定したところでございます。

2ページの第3項から第5号は、保険料の減額賦課の適用規定について、第1項の改正後の保険料に基づき改正するものでございます。

最後に、改正附則でございますが、第1項は改正条例の施行期日を公布の日からとし、第2条の改正規定については令和3年度の保険料から適用するため、令和3年4月1日から施行するものです。

第2項では、第2条の改正規定について、令和3年度以降の保険料から適用する経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第5号 乃至 議案第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第5号ないし日程第13、議案第8号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま一括上程されました議案第5号ないし議案第8号、介護保険制度改正による省令の基準改正に関する4つの条例の一部改正について一括して御説明申し上げます。

議案書16ページからになります。

本条例の一部改正については、3年に一度、介護報酬の改正と併せて行われる関係省令の改正によって、市町村が条例を定めるに当たって従うべき介護サービス等の基準が改正されたことから、各条例における関係する規定の改正が主でございます。

新旧対照表を配付しておりますが、説明に当たっては、各条例において、介護人材の有効活用、介護現場の革新、感染症や災害への対応強化などの改正内容が共通する部分がありますことから、別途お配りし



ております令和3年介護保険制度改正に係る条例改正の概要によりまして、人員、設備並びに運営基準等の改正の内容をサービス体系区分ごとに御説明させていただきます。該当する条例の条項につきましては、表の右側の欄に記載をしております。

初めに、区分1の訪問系サービスに関してでございますが、地域の実情に応じて、既存の地域資源や人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、併設施設等の職員の兼務を可能とするオペレーターの配置基準等の緩和と、制度の安定性・持続性の観点から、サービス付き高齢者向け住宅等における建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供に努める規定を整備するものであります。

次に、区分2の通所系サービスに関してでございますが、人材の有効活用を図る観点から、兼務を可能とする管理者の配置基準の緩和と、災害対応に関し、地域と連携した災害への対応強化、2ページになりますが、介護サービス事業者が介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、認知症介護基礎研修の受講を義務づける規定を3年間の経過措置を設け整備するものであります。

次に、区分3の多機能系サービスに関してでございますが、人材の有効活用を図る観点から、小規模多機能型居宅介護の兼務を可能とする人員配置基準の見直しと、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定を整備するものであります。

次に、区分4の居宅介護支援に関してですが、ケアマネジメントの公正中立性の観点から、利用者に説明するケアプランの項目の追加と、生活援助の訪問回数の多い利用者等に対するケアプランの点検・検証の仕組みを、周知期間を確保した上で導入する規定を整備するものであります。

次に、区分5の居住系サービスに関してでございますが、経営の安定性の観点から、認知症グループホームにおいて、ユニット数を弾力化するとともに、複数事業所で人材を活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービスが可能となるサテライト型事業所の基準見直しと、3ページになりますが、人材の有効活用を図る観点から、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し、業務の効率化の観点から、外部評価方法の見直し、人材の有効活用を図る観点から、計画作成担当者の配置基準の緩和、認知症対応力向上の観点から、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、人材確保・職員定着の観点から、地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準を緩和する規定を整備するものであります。

次に、4ページになります。区分6の施設系サービスに関してでございますが、人材の有効活用を図る観点から、介護保険施設の従来型とユニット型の併設においては、兼務を可能とする人員配置基準の見直しと、認知症対応力の観点から、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、その他、口腔衛生管理の強化、栄養ケアマネジメントの充実、個室ユニット型施設の職員配置基準を緩和する規定を整備するものであります。

次に、全サービスに共通する事項に関してでございますが、感染症の発生及び蔓延防止の観点から、感染症対策の強化の取組と、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画策定等の取組を義務づけるとともに、5ページになりますが、ハラスメント対策の強化、関係者会議や多職種連携におけるテレビ電話等ICTの活用、利用者への説明・同意、記録の保存等に電磁記録の導入を認めるなどの改正に加え、各条例において、新たに雑則の章を設け、記録の保存等について、原則、電磁的な対応を認める規定を整備するものでございます。

そのほか、運営規程等の掲示に係る見直し、6ページになりますが、高齢者等虐待防止の推進、科学的介護の実現の観点から、利用者の状況やケアの内容を集積したデータベース（CHASE）や、通所・訪問リハビリの質の評価データベース情報（VISIT）の活用と、PDCAサイクルの推進に関する規定を整備するものであります。

また、議案第5号、居宅介護支援等の基準条例・制定附則第2条の経過措置を延長する改正は、令和3年3月31日まで適用を猶予していた居宅介護事業所における管理者の要件について、人材の有効活用を図る観点から、引き続き令和9年3月31日まで経過措置期間を延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合は、引き続き改正規定を適用しないことができる規定を整備するものであります。

最後に、改正附則の規定になりますが、いずれの条例も関係省令の施行と同様に、施行期日は令和3年

4月1日から施行としますが、議案第5号の居宅介護支援等の基準条例第15条の生活援助の訪問回数の多い利用者等に対するケアプランの点検・検証の仕組みに関する改正規定は、周知期間が必要なことから、令和3年10月1日施行とするものでございます。

また、各条例附則に規定する経過措置でございますが、概要資料6ページに記載する義務化されるこれらの規定は、体制整備を図る期間として、令和6年3月31日まで（3年間）または当分の間、努力義務とするなど、経過措置を規定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第9号

○議長（坂田秀昭君） 日程第14、議案第9号、小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

晴山生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（晴山恭君） ただいま上程されました議案第9号、小清水町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は55ページになります。

初めに、改正理由でございますが、小清水町防災拠点型複合庁舎建設においては、中央公民館機能を備えた複合庁舎として計画を進めており、本年3月末日をもって中央公民館を廃止とし、解体を進める計画にあることから、条例の規定を改正するものでございます。

改正の内容ですが、資料の新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項の表より中央公民館の項を削除し、同じく別表第9条関係の中央公民館の表を削除し、それに伴う所要の改正を行うものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日は公布の日からとし、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎議案第10号 乃至 議案第15号

○議長（坂田秀昭君） 日程第15、議案第10号ないし日程第20、議案第15号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について、令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、令和2年度小清水

町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま一括条例されました議案第10号ないし議案第15号、令和2年度小清水町各会計補正予算、初めに議案第10号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,499万円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億8,712万9千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許補正は、2款総務費で、国の社会保障・番号制度システム整備事業の繰越しに伴います、戸籍情報システム改修事業及び戸籍付票・住基システム改修事業、4款衛生費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町内経済活性化事業及び小清水で泊まろうキャンペーン事業、6款農林水産業費で、道営事業の繰越しに伴います道営農地整備小清水北第2地区の一部事業、以上5件につきまして、翌年度に事業を繰り越し事業の執行を行うこととし追加するものでございます。

第3表、債務負担行為の補正ですが、債務負担行為の限度額の議決を頂いております事業のうち、契約の締結において限度額に変更が生じた学校等施設管理業務委託料ほか5事業につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正ですが、1の追加は、地方財政法が改正され、今年度限りの措置としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関する税目について、減収補填債の発行が認められるもので、本町では地方消費税・同交付金、たばこ税、地方揮発油譲与税が該当となり、国が示した算定基準により1,036万2千円を追加するものでございます。

2の変更は、事業費の確定に伴いまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。下から2段目の減額の大きいGIGAスクール整備事業債につきましては、歳入予算のときに詳しく説明をさせていただきます。

次に、歳出予算についてですが、コロナ禍によります事業の一部中止、縮小を含めました執行見込残額や事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するものみの説明とさせていただきます。

主要施策調べと併せて御覧ください。

補正予算書21ページになります。

初めに、1款議会費は、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで、執行見込額確定に伴い総額53万4千円を減額計上。

主要施策調べでは、1ページから4ページになります。

2款総務費ですが、1項総務管理費1目一般管理費から3目会計管理費まで、執行見込額確定による減額。

4目財産管理費24節積立金は、普通交付税の増額と臨時交付金等の活用及びコロナ禍によります事業の一部中止などにより生じます一般財源の余剰分について、防災拠点型複合庁舎をはじめ、今後予定されております大型事業に向け、財政運営を円滑に進めるため積み立てることとし、公共施設整備基金積立金1億円追加、ふるさと事業基金積立金は1件の指定寄附10万円を追加。

6目企画広報費は、2月臨時議会において、ふるさと納税関連経費の追加議決を頂いたところですが、精査の結果、さらに不足が生じますことから、11節役務費で、返礼品送料として通信費118万7千円、12節委託料で、ふるさと納税事業の運営管理に係るふるさと納税支援業務委託料21万3千円、13節使用料及び賃借料で、受付サイトに係るふるさと納税システム使用料279万3千円をそれぞれ追加する

ほか、執行見込額確定による減額。

8目交通対策費18節負担金補助及び交付金は、実績見込額により、12月定例議会において予算の追加をした網走バスの路線維持・運行補助について、事業費の確定に伴いまして広域生活交通路線維持費補助金211万6千円を減額するものでございます。

次のページになります。

11目住民センター費は、10節需用費において、年度内執行に不足が見込まれる施設電気料として光熱費34万8千円追加。

12目防災拠点型複合庁舎整備費は、執行見込額確定により83万7千円減額、総務管理費合わせまして9,885万8千円追加計上するものでございます。

次に、2項徴税費は、執行見込額確定により10万円減額計上するものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、8節旅費及び12節委託料は執行見込額確定による減額、18節負担金補助及び交付金は、マイナンバーカードの交付枚数増加に伴い、通知カード・個人番号カード関連事務負担金140万6千円追加、差引き、戸籍住民基本台帳費合わせまして108万円追加計上するものでございます。

次に、主要施策調べでは、5ページから10ページになります。

3款民生費ですが、1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、次のページ、12節委託料で、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る障害者福祉管理システム改修業務委託料33万円追加するほか、19節扶助費まで、執行見込額による残額をそれぞれ減額。

3目老人福祉から、次のページ、8目介護保険対策費まで、執行見込額確定によりそれぞれ減額、社会福祉費合わせまして2,517万円を減額計上するものでございます。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費から、次のページ、4目保育所費まで、執行見込額確定によりそれぞれ減額、児童福祉費合わせまして583万7千円減額計上を行うものでございます。

補正予算書27ページ、主要施策調べ11ページから20ページになります。

4款衛生費は、1項保健衛生費1目保健衛生総務費から、次のページ、4目医療保険費19節扶助費まで、執行見込額確定によりそれぞれを減額するほか、22節償還金利子及び割引料において、令和元年度養育医療費国庫負担金について精算による返還金が必要となることから8万9千円追加、27節繰出金は、各特別会計の事業予算見込額により、国民健康保険特別会計繰出金104万1千円、後期高齢者医療特別会計繰出金258万3千円をそれぞれ減額。

5目環境衛生費も、執行見込額確定及び簡易水道事業会計予算の見込額による減額をするものでございます。

7目新型コロナウイルス感染症対策費ですが、10節需用費は、ふれあいセンター、学校、社会教育施設等の自動水栓化及び便器取替え工事完了に伴う執行残といたしまして、建物修繕料149万2千円減額。

12節委託料は、生活支援と地域経済活性化対策として実施いたしました商品券交付事業の追加につきまして、第3回目、第4回目を繰越明許費により実施することとし、2回分合わせまして1人1万円の商品券の発券や換金業務などを商工会に委託する事業費を追加、また、第2回目の完了に伴います執行残を差し引いた、町内経済活性化事業委託料4,886万8千円追加。

同じく繰越明許により実施します、第2弾の町内宿泊施設利用者への宿泊料補助に伴うPRリーフレット作成等に係る、小清水で泊まろうキャンペーン事業業務委託料33万円追加、次のページになります、事業費確定に伴います執行残として、MACHIアプリ構築事業委託料11万円減額、差引き、委託料合わせまして4,908万8千円を追加計上を行うものでございます。

14節工事請負費は、事業費確定により避難所非常用発電機設置工事費122万1千円を減額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を事業財源とする補正を行うものでございます。

17節備品購入費は、図書館の図書滅菌器整備完了に伴い執行残1万3千円減額、18節負担金補助及び交付金は、町内宿泊業者への支援として宿泊料金の50%を補助、延べ550泊分と観光協会の実施する観光アクティビティにおいて、ガイドを利用する費用の50%を補助する、小清水で泊まろうキャンペーン事業補助金で本年度事業費減額及び繰越明許費追加分の差引き178万円追加。

8目新型コロナウイルス接種費10節需用費は、ワクチン接種説明書及び接種専用タクシー券の印刷製本費16万1千円追加、12節委託料は、ワクチン接種のため医療スタッフ確保等に係るワクチン接種体制確保業務委託料600万円、円滑な接種を行うためのワクチン接種予約受付業務委託料336万6千円を合わせまして936万6千円追加、保健衛生費合わせまして2,584万6千円追加計上を行うものでございます。

次に、主要施策調べでは、21ページから31ページになります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費から、次のページ、3目農業振興費18節負担金補助及び交付金まで、執行見込額確定によりそれぞれを減額するほか、27節繰出金は、公債費の繰出額確定に伴い農業集落排水事業会計繰出金419万2千円減額。

4目畜産振興費18節負担金補助及び交付金は、執行見込額確定による減額。

次のページになります。

5目農業農村基盤整備推進費は、18節負担金補助及び交付金、道営農地整備事業負担金で、今年度執行事業費減額及び繰越明許費の追加分の差引き1,253万9千円減額のほか、各負担金の執行残を減額計上。

6目活性化センター費は、執行見込額確定によりそれぞれ減額計上、農業費合わせまして5,426万9千円減額計上をするものでございます。

2項林業費2目林業振興費は、7節報償費で、エゾシカの駆除頭数の増加により、有害鳥獣捕獲奨励報償費23万円追加するほか、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額。

3目町有林費におきましても、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、林業費合わせまして862万3千円減額計上を行うものであります。

3項水産業費1目水産振興費は、確定見込みにより23万7千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。主要施策調べでは、32ページになります。

7款商工費1項3目観光振興費は、それぞれ確定見込みによる執行残を減額計上、商工費合わせまして569万4千円減額計上を行うものであります。

主要施策調べでは、33ページから34ページになります。

8款土木費につきましても、1項土木管理費から、次のページ、3項住宅費まで、各計上科目とも確定見込みによる執行残を減額計上するものでありますので、説明を省略させていただきます。

9款消防費につきましても、確定見込みによる執行残の減額計上を行うものであります。

主要施策調べでは、35ページから38ページになります。

10款教育費1項教育総務費は、1目教育委員会費から、次のページ、2目義務教育振興費まで、確定見込みによる執行残を減額。

3目私学振興費は、補正額はありませんが、他の過疎地域自立促進特別対策事業債対象事業の事業費確定によりまして、充当減額となりました同事業債310万円について、北海道の同意を得たことから、私立幼稚園運営費補助金に充当することとしまして財源の補正を行うものでございます。

4目高等学校教育振興費及び5目教育支援委員会費は、確定見込みによる執行残を減額、教育総務費合わせまして475万3千円減額計上を行うものでございます。

2項小学校費から、40ページ、5項社会教育費までは、各計上科目とも確定見込みによる執行残を減額計上するものでございます。

41ページになります。

6項保健体育費は、3目給食センター費12節委託料で、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、学校等の臨時休業により給食が提供されなかった間の食材費分を算定の上、給食業務委託料103万7千円の減額を含めまして、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額計上するものであります。

続きまして、歳入予算ですが、11ページにお戻りください。

初めに10款地方交付税は、財源調整としまして996万9千円追加計上。

12款分担金及び負担金は、1項1目農林水産業費分担金で、事業費減額による道営農地整備事業の受益者分担金1,531万円減額計上、2項1目民生費負担金は、利用実績に伴い、生きがい活動支援通所

事業の利用負担金4万9千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

14款国庫支出金は、1項1目民生費国庫負担金で、障害者介護給付費等負担金など事業実績による国庫負担金747万5千円減額、2目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定及び養育医療費負担金は実績結果により81万5千円減額、国庫負担金合わせまして829万円減額計上するものです。

2項1目総務費国庫負担金は、事業費を追加した通知カード・個人番号カード関連事業に係る国庫補助といたしまして、個人番号カード交付事業費補助金140万6千円追加、事業費減により社会保障・番号制度システム整備補助金20万8千円減額。

2目民生費国庫補助金は、交付対象費確定により地域生活支援事業費補助金66万4千円減額、障害福祉管理システム改修業務に係る国庫補助といたしまして障害者総合支援事業費補助金16万5千円追加。

3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金など事業実績に伴う減額のほか、新型コロナウイルス感染症対策費に係る財源措置といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,518万6千円追加、ワクチン接種事業に係る事務費補助といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金952万7千円追加、差引き合わせまして7,353万8千円追加計上。

次のページになります。

4目農林水産業費国庫補助金は、農業振興拠点施設整備事業の事業費確定に伴い地方創生推進交付金1,187万5千円減額、5目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である橋梁長寿命化工事などの事業費確定に伴い社会資本整備総合交付金2,232万5千円追加、6目教育費国庫補助金は、GIGAスクール整備事業費に係る学校情報機器整備事業費確定に伴い124万5千円追加、差引き、国庫補助金合わせまして8,593万2千円追加計上するものでございます。

15款道支出金は、1項道補助金で、国庫負担金同様に事業実績に伴う増減額を計上、道負担金合わせまして241万8千円減額計上するものであります。

2項道補助金は、1目民生費道補助金から8目商工費道補助金まで、各補助金ともに事業実績及び交付対象経費確定により減額、道補助金合わせまして2,178万6千円減額計上するものであります。

次のページになります。

16款財産収入1項1目財産貸付収入は、入居実績に伴い地域特別賃貸住宅貸付料129万円減額、2項3目立木売払い収入は、収入実績により507万5千円減額計上するものであります。

17款寄附金、総務費寄附金は、1件の指定寄附として10万円追加計上するものでございます。

次のページになります。

18款繰入金は、1項3目ふるさと事業基金繰入金は、追加計上しますふるさと納税に係るシステム使用料等の経費分419万3千円追加、4目農畜産振興基金繰入金は、道営地域用水環境整備事業の本年度事業費減額に伴い998万7千円減額計上、5目公共施設整備基金繰入金は、防災拠点型複合庁舎整備事業に係る地質調査業務等の事業費確定に伴い26万4千円減額、繰入金合わせまして605万8千円減額計上するものでございます。

2項1目介護保険特別会計繰入金は、介護予防支援事業の余剰見込分として10万円追加計上するものでございます。

次のページになります。

20款諸収入3項団体支出金は、4目道営事業団体負担金、小清水北第2地区の本年度道営農地整備事業執行分に係る斜里町、清里町負担分の確定額として、農業競争力基盤強化特別対策事業費負担金92万1千円追加、地域福祉計画策定に係る助成分として、8目長寿社会づくりソフト事業費交付金で238万6千円追加計上のほか、実績に基づき減額、団体支出金合わせまして110万円減額計上するものでございます。

次のページになります。

4項1目雑入は、実績に基づき減額、雑入合わせまして107万7千円減額計上するものでございます。

21款町債は、第4表、地方債補正で御説明しましたとおり、事業費の追加・確定等による減額で、総

額6,863万8千円減額計上するものでありますが、19ページ、4目教育債について、小中学校の情報通信機器整備、ネットワーク環境施設整備事業の補助金残額分への充当のGIGAスクール整備事業債は、当初、学校教育施設整備事業債、財源対策債、補正予算債の3本を予定しておりましたが、整備事業の進捗とともに財源措置の詳細が明確になる中で、国の令和元年度繰越しによる補助金事業は補正予算債の対象外とされましたことから、補正予算債を全額減額するものでございます。

なお、事業の精査等によりまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象分には交付金を財源に充て、そのほか学校教育施設事業債等が増額となりまして、差引き1,761万2千円は一般財源としております。

なお、42ページの給与費明細につきましては、各種委員等の報酬実績額に伴う補正額分となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君） 続きまして、議案第11号、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書44ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,242万5千円を減額し、予算の総額を8億4,134万円とするものでございます。

51ページをお開き願います。

まず、歳出の補正予算ですが、1款総務費は、執行残によりまして、1項総務管理費及び3項運営協議会費をそれぞれ減額計上するものです。

2款1項保険給付費は、療養費、次のページ、高額療養費まで、被保険者数の減少及び新型コロナウイルスによる受診控えもあり、保険給付費に減少の傾向が見られ、執行見込額の精査によりまして、合わせて3,966万7千円減額計上するものです。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、1項医療給付費分から、次のページ、3項介護納付金分につきましては、いずれも今年度の額が確定しましたことから、それぞれの確定額により減額計上するものでございます。

6款保健事業費は、2項保健事業費で、執行見込額の精査により旅費、委託料を減額し、負担金補助及び交付金におきまして、一般被保険者予防接種事業負担金としまして、道の特別調整交付金の交付対象となるインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種費用を特別会計で負担するため135万8千円を追加、差引き合計5万4千円を追加計上するものです。

8款2項基金積立金は、令和2年度決算見込みを推計した結果、実質収支に余剰金が見込まれることから、次年度以降の保険給付費の急激な伸びなどに対応できるよう、事業の安定運営に備え、財政調整基金積立金1千万円を追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして48ページをお開きください。

1款1項国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、各区分ごとの保険料の最終調定見込額から推計し、総額で222万5千円減額計上するものです。

2款1項道補助金は、歳出で御説明申し上げました保険給付費の減額によりまして、保険給付費等交付金、普通交付金、特別交付金、合わせて4,032万4千円を減額するものです。

次のページ、4款1項一般会計繰入金は、人件費の減額相当分5万7千円減額に、保険料の軽減措置対策として国及び道からの保険者支援分・保険料軽減分負担金の追加交付の決定によりまして、保険基盤安定分14万1千円追加、そのほか、特別調整交付金対象となる予防接種費用の追加のほか、事務費等の執行見込額減額によりまして物件費分112万5千円を減額、これを合わせて、差引き104万1千円を減額計上するものです。

5款繰越金は、財源調整分としまして1,060万円追加、8款1項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策による保険料減免措置に係る分として28万7千円追加、オンラインによる資格確認等に対応するシステム改修費分補助金27万8千円追加計上するものです。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。補正予算書の56ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ267万6千円を追加し、予算の総額を9,723万7千円とするものでございます。

61ページをお開きください。

歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、執行残によりまして、8節旅費、11節役務費を合わせまして19万4千円減額計上するものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの額の確定通知によります事務費負担金75万円減額と、保険料調定見込額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります保険料等負担金362万円追加を合わせました、総額287万円を追加計上するものです。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして59ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込額から現年度分と滞納繰越分を合わせて456万1千円追加、2款1項一般会計繰入金は、歳出で申し上げました事務費及び保険基盤安定負担金の確定に収入見込みによる精査をし、総額258万3千円減額、3款繰越金は、財源調整としまして69万8千円を追加計上するものです。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書63ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、保険事業勘定において3万9千円を減額、サービス事業勘定において10万円を追加し、予算の総額を保険事業勘定5億6,033万4千円、サービス事業勘定2,093万6千円とするものでございます。

75ページをお開きください。

初めに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、執行見込みによりまして、1節報酬から12節委託料を合わせて72万2千円減額、2項認定調査費は、同じく執行見込精査によりまして、役務費、委託料合わせまして50万3千円減額計上するものです。

次に、2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護から施設介護サービス給付費まで、それぞれ今後のサービス利用見込みの推計によりまして、総額2,153万3千円減額計上するものです。

3款1項地域支援事業費につきましても、執行見込精査によりまして、1目一般介護予防事業費8節旅費から、77ページ、3目任意事業費19節扶助費までをそれぞれ減額。

4目介護予防・生活支援サービス事業費は、利用実績に基づきサービス利用量見込みを推計いたしまして、12節で介護給付費の対象とならない要支援者等の総合事業に係る通所型サービス事業委託料、18節で介護予防・生活支援サービス費に係る事業費負担金を減額、地域支援事業費総額で728万1千円減額計上するものです。

78ページ、4款1項基金積立金は、本年度の保険料収入見込額及び決算見込額の推計から生じる余剰金について、第8期1年次目、令和3年度以降の計画事業財源とするため基金に積み立てることとし、3千万円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして71ページをお開きください。

1款介護保険料は、調定額及び収入見込額により136万1千円追加、2款国庫支出金から、次のページ、4款支払基金交付金につきましても、各介護サービス等保険給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金、交付金を減額計上するものです。

73ページになります。

6款1項一般会計繰入金は、各サービス給付費や事業等の執行見込額減額に基づき、それぞれ町が負担する割合に応じ減額し、合計で499万4千円減額。

7款繰越金は、前年度繰越金を財源調整として、保険給付費分、地域支援事業費分を合わせて2,192万7千円追加計上するものです。



続きまして、84ページをお開きください。

サービス事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費2目介護予防支援事業費で、介護予防サービス計画費収入の増による収支黒字分の一般会計への繰出金として10万円追加計上するものです。

戻りまして82ページ、歳入予算の補正でございますが、1款2項予防給付費収入2目介護予防サービス計画費収入で、サービス事業の利用実績見込みの推計により10万円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）続きまして、議案第14号、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の86ページをお願いいたします。

第1条、業務の予定の補正でございますが、主要建設改良事業の事業費確定に伴い、配水管本管パイパス管布設工事を53万6千円減額し総額795万3千円とし、小清水市街第7裏通り配水本管移設工事を38万5千円減額し693万円とするものでございます。

第2条の収益的収入及び支出予算の補正でございますが、収益的収入は123万1千円を減額し、予算の総額を1億9,898万7千円とし、収益的収支は549万6千円を減額し、予算の総額を2億129万円とするものでございます。

次のページ、87ページをお願いいたします。

第3条の資本的収入及び支出の補正でございますが、資本的収入は500万円を減額し、予算の総額を1,700万円とし、資本的支出は243万円を減額し、予算の総額を6,515万4千円とするものでございます。

このことに伴いまして、当初予算の第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,558万4千円を4,815万4千円に改め、当年度繰越剰余金処分額4,558万4千円を当年分消費税及び地方消費税資本的収支調整額135万3千円、引継ぎ金1,322万円及び当年度損益勘定留保資金3,358万1千円に改めるものでございます。

第4条の他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収入補正により、一般会計から受ける額1,112万6千円を1,077万7千円に改めるものでございます。

88ページから95ページの補正予算に関する説明書は後ほど御確認をお願いいたします。

収益的収入及び支出予算補正並びに資本的収入及び支出予算の補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたします。

97ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入の補正でございますが、1款簡易水道事業収益2項2目他会計負担金においては、一般会計からの地方公営企業への繰り出し基準に基づく一般会計負担分、3目他会計補助金において、事業運営のための一般会計補助となっており、いずれも企業債償還額を算定基礎としているところでございますが、本年度償還額が減額になることに伴い、一般会計負担金88万2千円、一般会計補助金34万9千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、収益的支出の補正でございますが、執行見込みや事業確定に伴い、1款簡易水道事業費用1項1目原水及び浄水費は352万8千円、2目配水費及び給水費は112万9千円、3目総係費は47万5千円をそれぞれ減額するものでございます。

2項1目支払利息においては、昨年度末に借入れしました企業債の利息確定及び変動利率で借入している企業債の利率確定による利下げにより、36万4千円減額するものでございます。

98ページをお願いいたします。

資本的収入の補正でございますが、1款資本的収入1項1目基金繰入金においては、資本的支出の財源調整として計上しており、事業費の確定により500万円を減額するものでございます。

資本的支出の補正でございますが、1款資本的支出1項1目建設改良費においては、第1条の業務量の補正のとおり、92万1千円を減額するものでございます。

2項1目企業債償還金においては、企業債還予定表の精査に伴う償還開始年の修正により、150万9千円を減額するものでございます。

以上で、簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第15号、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の100ページをお願いいたします。

第1条、収益的収入及び支出の予算の補正でございますが、収益的収入は419万2千円を減額し、予算の総額を1億8,075万6千円とし、収益的支出は638万9千円を減額し、予算の総額を1億7,737万1千円とするものでございます。

101ページをお願いいたします。

第2条の資本的収入及び支出の補正でございますが、資本的収入は300万円を減額し、予算の総額をゼロ円とし、資本的支出は557万9千円を減額し、予算の総額を4,583万9千円とするものでございます。

このことに伴いまして、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,841万8千円を4,583万9千円に、当年度繰越剰余金処分額4,841万8千円を引継ぎ金1,093万9千円及び当年度損益勘定留保資金3,490万円に改めるものでございます。

第3条の他会計からの補助金の補正でございますが、第1条の収入補正により、一般会計から受ける額494万6千円を396万3千円に改めるものでございます。

102ページから109ページの補正予算に関する説明書は後ほど御確認をお願いいたします。

収益的収入及び支出予算補正並びに資本的収入及び支出予算補正の詳細につきましては、補正予算参考資料により説明いたします。111ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入の補正でございますが、簡易水道事業と同様に、1款農業集落排水事業収益2項2目他会計負担金は、一般会計繰り出し基準に基づく一般会計負担金、3目他会計補助金は、事業運営のための一般会計補助を計上しており、いずれも企業債償還額を算定基礎としているところでございますが、本年度償還額が減額になることに伴い、一般会計負担金320万9千円、一般会計補助金98万3千円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、収益的支出の補正でございますが、執行見込みなどにより、1款農業集落排水事業費用1項1目処理場費では156万4千円、3目総係費では12万2千円をそれぞれ減額するものでございます。

2項1目支払利息においては、昨年度末に借入れしました企業債の利率確定及び変動利率で借入れしている企業債の利率確定による利下げにより、12万1千円を減額するものでございます。

2項2目消費税においては、本年度は免税事業者となったことから、458万2千円を全額減額するものでございます。

112ページをお願いいたします。

資本的収入の補正でございますが、1款資本的収入1項1目基金繰入金においては、資本的支出の財源調整として、繰入れ予定でありました300万円全額を減額するものでございます。

資本的支出の補正でございますが、1款資本的支出1項1目企業債償還金においては、企業債償還予定表の精査に伴う償還開始年の修正により、557万6千円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第10号、令和2年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について質疑を受けます。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。補正予算書の29ページになります。4款の衛生費の中の8目の新型コロナウイルス接種費についてお伺いしたいと思います。

当然、これ接種に関する予算だと思うんですが、言われているように医療従事者等々から予定しているんだと思いますが、ほかに部署、どの部署で、総勢何名ぐらい当初予定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）ワクチン接種に係る体制整備の関係かと思われませんが、この600万円の補正でございますけれども、これは、当初国の補助制度の中で、1件当たりワクチン接種したら2,070円ですよという、そういう算定に基づいて、医療機関に負担金として交付することとしておりましたけれども、国の補助の制度設計が医療機関に対するかかり増し経費が認められるということになりまして、当初の2,070円で賄えない分、通常の診療もありますことから、かかり増しの経費がございます。

それに対して財源措置がされることから、600万円を限度として日赤に交付するというようにしておりますけれども、その内容でございますけれども、具体的に申しますと、体制整備、通常診療に加えてのワクチン接種でございますから、看護師または事務職員もワクチン接種において必要な人材、これらを確保するために、その人材の経費を日赤に補助するという、委託料として支出するという中身でございます。

また、その根拠といたしまして、ほかにも医師等も必要になる場合がございます。それで、日赤の関係にあります東京から医師を派遣するなどの費用も想定いたしまして、4月から9月まで6か月間、財源措置の期間として認められておりますので、この間に医師を派遣する場合の費用600万円を限度として、これを元に日赤でしっかりワクチン接種に対応していただけるように、体制整備を図っていただくという目的で委託料として交付するものでございます。

○議長（坂田秀昭君）5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）当然、日赤さんが中心になってやってくれるんだろうと思いますが、今、スタッフといえますか、人材的な確保について、ある程度もう想定はなされているんだろうと思いますが、そこら辺の人数的なものというのは分かるのでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）現状必要とする人数でございますけれども、赤十字病院と協議を行いまして、看護師2名、事務職員1名は随時必要になるということでお伺いしております。特に高齢者の接種期間については必ず必要になると聞いております。それでも人材確保ってなかなか難しいことから、それで不足する場合は、町の職員、全庁連携して、随時3名程度派遣するということ考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。補正予算書の25ページになりますが、3目老人福祉費の19節の扶助費、高齢者タクシー利用給付費減額170万ですが、当初999万から、130名の予定から、130名減額しているということで、これは今年度のコロナ禍による影響かと思いますが、この予定人数の減少の主な理由についてお示しいただきたいのと、もう一つは、75歳以下の免許証を返納した方が、この支援事業を対象とされた人数についてもお示しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）タクシー利用給付事業の減額の理由でございますけれども、タクシー利用の関係につきましては、令和2年度から事業を拡大いたしまして、今まで500円超えた分を助成しておりましたけれども、それを市街地の方にも利用を図っていただくということで、300円にした経過がございます。

そのことから、令和2年度予算については大幅に拡大をして実施をしております。というのは、500円から300円になった実績がないものですから、必要な方に必要な支援できるように予算枠を確保した経過がございます。これに基づきまして、このことによりまして、実際実績が出た中で、最大限確保した予算に執行減が生じたということで、170万円ほど減額させていただくこととしております。

あと、75歳の免許返納した方につきましては、今手持ち資料ございませんので、後ほど御回答させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。——ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第10号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第11号、令和2年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第11号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第12号、令和2年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第12号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第13号、令和2年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第4号)について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
議案第13号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和2年度小清水町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について質疑を受けま

す。  
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第14号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。  
よって、議案第14号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和2年度小清水町農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について質疑を受け

ます。  
（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第15号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。  
よって、議案第15号、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

#### ◎議案第22号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第22号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたしま

す。  
説明を求めます。  
久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました議案第22号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明

申し上げます。  
現在の委員である今城政則氏は、平成30年7月に就任されて以来、本町の人権擁護活動に御尽力を頂

いておりますが、本年6月30日をもって1期目の任期が満了しますことから、次期人権擁護委員の候補

者を推薦する必要があるものでございます。  
人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思

今城氏におかれましては、別途お配りしている履歴書にありますとおり、幅広く御活躍されておられ、優れた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより議会の意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）議案第22号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第22号、原案のとおり可決されました。

#### ◎同意第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第22、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和42年に網走支庁管内町村公平委員会として設置され、現在、13町村及び4つの一部事務組合をもって構成されており、公平委員の定数は3名で、任期は4年と定められております。

このうち、現委員であります田村昌文氏は、平成25年4月に就任して以来、2期8年にわたり重責を果たされてきたところでありますが、本年3月31日付で任期満了となるところでございます。

このことに伴いまして、後任の委員として、常呂郡訓子府町東幸町48番地、佐藤明美氏を選任申し上げたいと存じまして、本案を提案した次第でございます。

佐藤明美氏は、訓子府町職員として長年勤務され、平成23年5月に副町長に選任、令和元年5月に任期満了をもって副町長を退任されております。

経歴等につきましてはお手元の資料のとおりでございまして、詳細の説明は省略させていただきたいと存じますが、円満な人柄と豊富な経験を持った方でありまして、公平委員の候補者として、関係町村長の協議が整いましたので御案内申し上げた次第でございます。

原案のとおり御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第1号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定いたしました。

#### ◎議案第16号 乃至 議案第21号

○議長（坂田秀昭君）日程第23、議案第16号ないし日程第28、議案第21号、令和3年度小清水町一般会計予算について、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和3年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和3年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和3年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和3年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より、予算編成方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、併せて各会計予算案の提案説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）本日ここに令和3年第2回小清水町議会定例会が開催され、令和3年度各会計予算案を初め、各般にわたる重要な案件につきましての御審議をいただくに当たりまして、予算編成方針と予

算案の概要について申し上げ、町議会議員の皆様をはじめ、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

(予算編成方針・記載省略)

○議長（坂田秀昭君）ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

各会計予算の提案説明を求めます。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）それでは、引き続き各会計予算案の主要事項を中心に説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

(各会計予算提案大要説明・記載省略)

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時42分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

各会計予算の説明を求めます。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）それでは、農林水産業費からご説明いたします。

(各会計予算提案大要説明・記載省略)

○副町長（鈴木祐之君）以上をもちまして、令和3年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お諮りいたします。

明日は、議案調査のため休会にしたいと思います。

したがって、明後日、午前9時30分より本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上、本日はこれで延会といたします。  
大変お疲れさまでございました。

（午後2時20分）